

## 情報公開法に関する意見

情報公開に関する根底の考え方（原則）に関して次のように考えるべきだと思います。

1. 税金を利用して収集した情報は、税金を払った人のものであるため必ず、税金を払った人が利用できる形で公開しなければならない。  
ここでの「情報」とは分析のもとになる基礎データ（1次データ-“Data”）を指す。ただし、統計学的、数学的な計算、および単純な分析によって得られる2次データも含む。  
ただし、「情報」を高度に分析した結果得られる結果（文書・レポートなど“Information, Knowledge”）については、別途の公開基準を定めるべき。（ここが情報公開法の本当の対象となる）  
「税金を払って収集された」とは すべての国家機関、市区町村などの行政機関が収集した情報、および、間接的に税金を利用して情報を収集する団体等の得た情報も含む「税金を払った人のもの」とは、税金を利用している以上、そのデータはいかなる組織、団体もそのデータを占有してはならないということ。  
「税金を払った人が利用できる状態」とは物理的閲覧ではなく、広く一般の人が利用できるよう、インターネット上で、再利用できる電子ファイルの形で提供すること
2. その提供に際し、いかなる形であっても対価を要求してはならない。基礎データの再利用に関してもなんらの制約を設けない。  
利用に際し、対価を要求しないこと。再利用に関してはいかなる制限もつけないこと。再利用・再配布に際しても、対価を要求してはならないこと。
3. 原則は「公開」。例外としてきわめて合理的かつ明示的な基準もうけ、そこに合致する場合、公開対象者および公開範囲を「限定」する。原則非公開となる基礎データは認めない。